

岩手県告示第714号

平成30年8月28日付け岩手県報第11816号登載保安林の指定施業要件の変更予定（平成30年岩手県告示第649号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成30年9月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 岩手郡葛巻町江刈第37地割字畑105の1、105の11、105の13、105の15、105の17

(2) 所在が不分明である通知の相手方 寛和加子、西紀子

2 通知の内容を掲示した場所 葛巻町役場